

「2025年日本国際博覧会500日前イベント企画・運営業務」公募要領

1 業務の趣旨・目的

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下、「当協会」という。）では、2025年日本国際博覧会（以下「大阪・関西万博」という。）の魅力を伝え、開幕に向けた機運を全国各地で高めるとともに、近く予定している入場券の販売促進を目的とし、大阪・関西万博開幕500日前（2023年11月30日）にあわせて行うイベントの企画・運営を行う事業者を公募するもの。

本業務については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的な施策を実施するため公募型プロポーザルにより事業者を募集する。

2 業務名称

2025年日本国際博覧会500日前イベント企画・運営業務

3 業務の概要

2025年日本国際博覧会500日前イベント企画・運営業務（以下、「本件業務」という。）の詳細については、別紙「2025年日本国際博覧会500日前イベント企画・運営業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」及び受託予定者からの企画提案書をもとに、受託予定者と当協会において協議の上、決定する。

※ただし、仕様書は当協会に守秘義務誓約書（様式1）及び誓約書（様式2）を提出した者に開示します。

4 委託上限金額

20,000千円（税込）

5 スケジュール

2023年7月19日（水）	公募開始
2023年7月25日（火）	質問受付締切
2023年8月9日（水）	提案書類提出締切
2023年8月中旬（予定）	選定委員会（プレゼンテーション審査）
2023年8月下旬（予定）	審査結果の公表
2023年8月下旬（予定）	契約締結
2024年1月31日（水）	業務終了（予定）

6 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下、「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。（※（5）は共同企業体として有していれば条件を満たすものとする。）また、各構成員は2以上の共同企業体の構成員となることはできません。

（1）次の一から三までのいずれにも該当しない者であること。

- 一 当該公募に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

（2）主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

（3）消費税及び地方消費税を完納していること。

- (4) 経済産業省又は大阪府若しくは大阪市から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者でないこと。
- (5) 過去5年以内に、次に掲げる①から②までのいずれかの業務を履行した実績があること。
- ①国、地方公共団体のいずれか（実行委員会方式を含む。）又は当協会と本件業務と同種同規模の業務を履行した実績があること。
- ②国内外で開催される大規模イベント（※）の運営又はそのPRイベントを元請けとして行った実績があること。※以下のイベントを指す。
- ・BIE（博覧会国際事務局）の承認のもと国際博覧会条約に基づき開催される国際博覧会
 - ・オリンピックパラリンピック競技大会（無観客開催を含む。）
 - ・博覧会やモーターショー、ラグビーワールドカップ等の国際スポーツイベント
 - ・その他上記3例と同等のイベント
- (6) 応募前に当協会に守秘義務誓約書（様式1）及び誓約書（様式2）を提出していること。

7 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者は最初に守秘義務誓約書（様式1）及び誓約書（様式2）を提出してください。書類を提出した者に限り、仕様書を開示します。詳しい応募手続き等は、以下のとおりです。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

①配布期間

2023年7月19日（水）から2023年8月9日（水）まで

②配布方法

当協会ホームページからダウンロードで配布（郵送による配布は行いません）。

<https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/>

③提案書受付期間

2023年7月19日（水）から2023年8月9日（水）17時まで

④提出方法

応募書類（紙及び電子媒体に収納したPDFファイル）は郵送により提出すること。（持参による提出は不可とします。）2023年8月9日（水）17時当協会必着とします。

併せて必ず受付期間中に電子メールにより応募書類のデータを送信してください。

（提出先アドレス：kiunjyosei-proposal@expo2025.or.jp）

⑤提出先

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会

機運醸成局企画部共創推進課（担当：高坂・塩野・松尾）

住所：〒559-0034 大阪市住之江区南港北1丁目14-16 大阪府咲洲庁舎44階

電話番号：06-6625-8725

⑥費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 提出書類

下記の書類について、それぞれ指定する必要部数を提出してください。なお、副本については企業名、社章等の応募者が特定できる内容の記入を削除してください。

【仕様書開示に必要な書類】

①守秘義務誓約書（様式1）

②誓約書（様式2：原本1部）

※①、②を提出した者に限り、仕様書を開示します。

【応募時に必要な書類】

①応募申込書（様式3：原本1部）

②金額提案書（様式4：原本1部）

・項目ごとに所要経費を記し、合計金額（税込）を明示すること。なお、明細は、単価×数量の形式で記入の上、積算内容を明らかにすることとし、「一式」等の不明確な

表記は避けること。

③企画提案書（様式自由：原本1部、副本10部、及び副本の電子媒体）

- ・A4判横とし、横書きとする。
- ・文字サイズ10ポイント以上とし、各頁に頁番号を記載し、上部綴じファイルに編綴すること。
- ・片面印刷で20頁以内（表紙・目次は頁数に含まない。）とし、片面カラー印刷とする。
- ・ファイル表紙（及び背表紙）に、案件名と応募者名（応募者名は正本のみ）を記入すること。

<記入例>

「「2025年日本国際博覧会500日前イベント企画・運營業務」提案書 株式会社〇〇（法人名）」

- ・副本については、企画提案書中の応募者名及び応募者を特定できる個所（法人名、所在地、代表者名、ロゴマーク、グループ企業名等）にはマスキングの処理を行う。なお、企画提案書中において「当法人」といった記載は差し支えないが、具体的な名称を類推できる表現は避けること。
- ・副本について、応募者を類推できる表現があった場合、応募者に連絡することなく当協会において当該箇所にマスキング処理を行うことがある。

④事業実績申告書（様式5：原本1部、副本10部）

※公募参加資格（5）の履行実績を記載すること。

⑤共同企業体で参加の場合

（ア）共同企業体届出書（様式6：原本1部）

（イ）共同企業体協定書（写し）（様式7：原本1部）

⑥持続可能性の確保に向けた取組状況について（チェックシート）（様式8：原本1部）

【選定委員会による審査後、資格審査に必要な書類（契約候補者のみ提出いただきます。）】

①定款又は寄付行為の写し（1部）（原本証明してください。）

②（ア）法人登記簿謄本（1部）

- ・法人の場合に提出してください。
- ・発行日から3か月以内のもの

（イ）本籍地の市区町村が発行する身分証明書（1部）

- ・個人の場合に提出してください。
- ・発行日から3か月以内のもの
- ・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの

（ウ）法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（1部）

- ・個人の場合に提出してください。
- ・発行日から3か月以内のもの
- ・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明

③納税証明書（各1部）（未納がないことの証明：発行日から3か月以内のもの）

（ア）本店を管轄する都道府県税事務所が発行する都道府県税（全税目）の納税証明書

（イ）税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

④財務諸表の写し（1部：最近1か年のもの、半期決算の場合は2期分）

（ア）貸借対照表

（イ）損益計算書

（ウ）株主資本等変動計算書

⑤使用印鑑届（様式9：原本1部）

⑥持続可能性の確保に向けた誓約書（様式10：原本1部）

⑦暴力団排除条例に基づく誓約書（様式11：原本1部）

（3）企画提案書に求める事項

【企画提案書】

業務目的、内容及び仕様書を踏まえ、次の①～③に掲げる項目について明記した企画提案とすること。

①500日前イベントの企画意図、内容（対象、想定参加者数、実施方法、場所等）

②本イベント実施により見込まれる効果

③本イベントに関する広報、周知方法について、メディアへのアプローチ、SNSの活用など具体的な周知方法

<500日前イベントに求める事項>

企画するイベントは、次の条件を考慮したものとする。

- ・関西圏以外（特に首都圏）での大阪・関西万博の認知拡大に寄与するものであること。
- ・入場券販売開始の告知となりえ、かつ購入意欲が高まる内容であること。
- ・メディア露出が期待できる著名人や有名キャラクターを活用した企画であることが望ましい。
- ・未来社会ショーケース事業、テーマ事業、パビリオンなど、会期中に大阪・関西万博において体験できたり、見ることができるコンテンツをできるだけ具体的に想起できる内容とすること。
- ・一般ユーザーアカウントによるSNS上での情報拡散が期待できる企画であること。
- ・実施場所は東京都特別区内とし、最寄り駅からおおむね徒歩10分以内のアクセスのよい場所とすること。なお、企画提案時点で会場の仮予約ができていないことが望ましい。また、屋外スペースでの開催の場合、雨天時の対応も提案すること。
- ・イベントは1時間程度を想定している。
- ・本事業の目的を効果的に遂行できるような独創性のある提案であることが望ましい。

【業務実施計画書】

①業務実施体制

- ・業務実施体制について、全体を一元管理する統括責任者を配置すること。
- ・統括責任者及び業務担当者等の役割等を明記すること。
- ・共同企業体として応募する場合は、各構成員の実績や能力を踏まえて、どのような業務分担により業務を実施するか明記すること。

②スケジュール

- ・事業開始から事業終了までの工程表を作成すること。
- ・当協会において対応が必要な業務があれば、明記すること。

(4) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しません。

なお、応募書類は本件業務に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(5) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがある。

(6) その他

- ①応募は1者1提案とすること。（共同企業体構成員として参加する場合を含みます。）
- ②応募書類の提出に際しては、正本、副本それぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出すること。応募書類は電子媒体に格納したPDFファイル（企画提案書は副本のみ）でも提出すること。
- ③表紙及び背表紙には提案事業タイトルと応募者名（応募者名は正本のみ）を記入すること。

<記入例>

「2025年日本国際博覧会500日前イベント企画・運營業務」提案書 株式会社〇〇（法人名）

- ④書類提出後の差し替えは認めない。（当協会が補正等を求める場合を除く。）
- ⑤提出書類に虚偽の記載をした企業・団体は本件業務への参加資格を失うものとする。

8 説明会

実施しません。

9 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から2023年7月25日（火）17時まで

(2) 提出方法

電子メール（提出先アドレス：kiunjyosei-proposal@expo2025.or.jp）で受付する。

※「件名」を「【質問】2025年日本国際博覧会 500日前イベント企画・運営業務」と明記し、質問内容を「質問票」（様式12）に記載して添付すること。

※口頭、持参、電話、FAXその他の所定以外の方法による問い合わせは受け付けない。

①電子メール送信後、必ず電話で受信の確認を行ってください。（土曜日、日曜日及び祝日を除く10時から17時まで。※12時から13時を除く。）

②質問への回答は、メール送信により行う。なお、質問回答を踏まえ、応募にあたり留意すべき事項がある場合は、2023年7月28日（金）までに当協会ホームページ【2025年日本国際博覧会500日前イベント企画・運営業務に係る企画提案公募について】に掲載する。

（掲載先URL：<https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/>）

10 審査の方法

(1) 審査方法

①(2)の審査基準に基づき選定委員会による審査を行い、最優秀提案者を決定する。なお、最高点の評価を受けた者が複数いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案者とする。

②審査は、書類審査を行い、その中で優秀と審査された提案について、プレゼンテーション審査を行う。プレゼンテーション審査の日時及び場所は、事前に通知を行う。なお、プレゼンテーション審査の開催方法（対面形式、オンライン）は事前案内通知時に決定する。プレゼンテーション審査にはプロジェクター等の機材は使用できません。

③最優秀提案者の評価点が審査の結果、100点満点中60点未満の場合は採択しない。なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

④最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定する。

(2) 審査基準

審査基準	審査内容	配点
案件の目的及び内容の理解度	・ 本件業務の目的、主旨を十分にふまえた具体的かつ実効性の高い総合的な企画提案がなされているか。	10点
企画内容	・ 本イベントをきっかけに入場券の購買意欲の向上が期待できるものであるか。 ・ 全国各地でのメディア露出が期待できるものであるか。 ・ 大阪・関西万博の認知拡大、期待感の向上に資するものであるか。 ・ 独創性のある提案がなされているか。 ・ 提案内容に実現性・具体性があるか	40点
業務実施体制及び実績	・ 実施体制が適切かつ十分なものであるか。 ・ 実施スケジュール、業務分担などが明確でありかつ無理な工程となっていないか。 ・ 過去の実績は、本事業の実施に対し十分な効果が期待できるものであるか。	20点
価格点	価格点の算定式 ・ 満点 (30点) × 提案価格のうち最低価格/自社の提案価格	30点
合計		100点

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択結果にかかわらず、全応募者に通知する。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を当協会ホームページ【2025年日本国際博覧会500日前イベント企画・運營業務公募について】において公表する。

(<https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/>)

①最優秀提案事業者（名称・評価点・提案金額）

②全提案事業者の名称 ※五十音順

③全提案事業者の評価点 ※得点順（応募者が2者であった場合、次点者の得点は公表しない。）

④最優秀提案事業者の選定理由 ※講評ポイント

⑤選定委員会委員の氏名及び選任理由

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外する。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

11 契約手続きについて

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と当協会との間で協議を行い、契約を締結する。なお、当協会では、受発注者双方のコスト削減及び効率化の観点から、電子契約サービス「CESTRUST-Lightサービス」による電子契約を推進している。手続き方法の詳細については、落札者に対し、当協会から案内する。

(2) 採択された提案については、採択後に当協会と詳細を協議し、この際、内容・金額について変更が生じる場合がある。

(3) 契約金額の支払いについては、精算払いとする。

(4) 契約に際して、大阪府暴力団排除条例第11条第2項に規定される暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書（様式11）を提出すること。誓約書を提出しないときは、当協会は契約を締結しない。

(5) 契約に際して、持続可能性の確保に向けた誓約書（様式10）を提出すること。

(6) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、入札参加除外要件に該当するときは、契約を締結しない。

(7) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、公募参加資格に掲げる要件を満たさなくなったとき、また、当協会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約を締結しないことがある。

(8) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付すること。（現金に代えて納付される証券を含む。）

(9) 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

①契約の相手方が保険会社との間に当協会を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

②契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、その他予算決算及び会計令（昭和22年4月30日勅令第165号）第100条の3第2号の規定に基づき、財務大臣の指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

③契約の相手方が、過去2年の間に当協会、国又は地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、これらを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

12 持続可能性の確保

- (1) 採用者は、法令の遵守、環境・人権・労働・公正な事業慣行や地域経済への配慮など幅広い 持続可能性の確保に向けた取組みを推進するとともに、広く社会に持続可能性を重視する 姿勢 が定着するよう働きかけるものとする。
- (2) 採用者は、本契約の履行に際し、当協会が別途定める「持続可能性に配慮した調達コード」 (以下「調達コード」という。) の内容の理解に努め、これを遵守しなければならない。
(https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/uploads/220630_procurement_code.pdf)
- (3) 採用者は、当協会が採用者におけるサプライチェーンに対する調査・働きかけを含む調達 コードの遵守に向けた取組状況について報告を求めるときは、開示・説明に努めるもの とする。
- (4) 採用者は、当協会が採用者による調達コードの遵守状況について当協会による確認・モニ タリング又は当協会の指定する第三者による調査の受入れを求めるときは、これに協力する ものとする。ただし、採用者が協力に支障のあることについて正当な理由を有するときは、 この限りではない。
- (5) 当協会が採用者による調達コードの不遵守を理由に改善措置を求めるときは、採用者は、 改善に取り組み、その結果を当協会に報告しなければならない。

13 その他

- (1) 応募提案にあたっては、本公募要領、仕様書等を熟読し遵守すること。
- (2) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等を遵守するこ と。